

覚醒剤廃棄届出書

覚醒剤取締法第 22 条の 2 の規定により覚醒剤の廃棄を届け出ます。

年 月 日

住 所

氏 名

山梨県知事 殿

廃棄しようとする覚醒剤の品目及び数量	
廃 棄 の 日 時	
廃 棄 の 場 所	
廃 棄 の 事 由	
参 考 事 項	

(備考)

- 1 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
ただし、国の開設する施用機関にあっては、当該施用機関の管理者の氏名とする。
- 2 廃棄しようとする覚醒剤の品目及び数量欄には、剤型別に一般的名称及びその数量を記載すること。